

(第2号議案)

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合開催推進協議会規約（案）

(名称)

第1条 本会は、G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合開催推進協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、2023年に群馬県高崎市で開催されるG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合（以下、「大臣会合」という。）の成功を期するため、官民一体となった群馬県全体の受入体制を確立し、受入の支援・協力を行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、世界に向けた本県の多彩な魅力の発信等によって、本県の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入準備に関すること
- (2) 各国の要人等へのおもてなしに関すること
- (3) 大臣会合に関連した広報・啓発等に関すること
- (4) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事で組織する。

(役員)

第5条 会長は、群馬県知事をもって充てる。

- 2 副会長は、高崎市市長、前橋市長、渋川市長をもって充てる。
- 3 監事は、総会の承認を得て、委員の中から会長が選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、協議会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員等に就任するものとする。

(顧問)

第8条 会長は、必要に応じて協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が国会議員の中から委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の目的達成に必要な助言を行う。

(会議の種類)

第9条 協議会に総会を置く。

- 2 会長は、協議会の目的を推進するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第10条 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び予算、決算に関すること
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項
- 2 総会は、会長が必要に応じて召集し、これを主宰する。
 - 3 総会の議長は会長が当たる。
 - 4 総会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該委員について総会に出席したものとみなす。

- 7 会長が必要と認める場合には、委員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって、総会の議決に代えることができる。

(専決処分)

- 第11条 会長は、総会を召集する暇がないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県産業経済部戦略セールス局イベント産業振興課G7デジタル・技術大臣会合推進室に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第13条 協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第14条 協議会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 経費の収入及び支出は、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）に準じて行うものとし、当該事務は事務局長に委任する。
- 3 事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。ただし、令和4年については、協議会が設置された日に始まることとし、終了年度は協議会が解散した日をもって終了とする。

(解散)

- 第15条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。
- 2 協議会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。